

防衛大臣 木原 稔 様

65歳定年の早期実現を求める要請

2021年（令和3年）6月に成立した「国家公務員法等の一部を改正する法律」（令和5年4月1日施行）により、国家公務員の定年年齢が段階的に65歳に引き上げられることとなったことから、組合は駐留軍等労働者についても65歳定年とするよう交渉を続けてきました。しかしながら、法施行から1年が経過した今日においてもなお、61歳以降の定年年齢の引き上げについての見通しが立っておらず、このままでは、60歳が間近に迫っている従業員は元より、全ての従業員が60歳以降の生活設計を描けず安心して働き続けることができません。

組合は、国家公務員の制度に準じた段階的定年年齢の引き上げを行いたいとする防衛省の考え方を直ちに否定するものではありませんが、国家公務員の「暫定再任用職員」は実際に就任するポストが変わり、また、管理職であった職員には役職定年が適用されるなど働き方が定年前とは異なるのに対して、駐留軍等労働者は原則として同じ職位・職務のまま「高齢従業員」となることから、国公準拠であるとして賃金のみを引き下げる現行の制度は「同一労働同一賃金」の原則に反すると考えます。

よって、組合は米軍基地という特殊な労働環境のもとで、日々職務に精励する駐留軍等労働者及びその家族の署名を添えて下記のとおり要請いたします。

記

- 駐留軍等労働者の65歳定年を早期に実現すること
- 定年前と働き方が変わらない60歳以上の者の適正処遇を実現すること

全駐留軍労働組合

氏名 (NAME)	住所 (Address)

プライバシーポリシー

署名のためにいただいたお名前等の個人情報は、署名以外の目的には使用しません。
個人情報を、署名提出先以外の第三者には開示・提出しません。
管理は本署名事務局で適切に行います。